

令和7年度第3回東京eスポーツフェスタ実行委員会 次 第

日時：令和7年7月30日（水）17：00～

場所：オンライン

1 開 会

2 議 事

- 第1号議案 eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会設置要綱の制定について
- 第2号議案 東京eスポーツフェスタ実行委員会財務規程の改正について
- 第3号議案 東京eスポーツフェスタ実行委員会業者等選定委員会設置要綱の改正について
- 第4号議案 実施計画について
- 第5号議案 キービジュアルについて
- 第6号議案 アンバサダーについて

3 閉 会

(配付資料一覧)

- 【資料1】 eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会設置要綱案
- 【資料2-1】 東京eスポーツフェスタ実行委員会財務規程改正案
- 【資料2-2】 東京eスポーツフェスタ実行委員会財務規程新旧対照表
- 【資料3-1】 東京eスポーツフェスタ実行委員会業者等選定委員会設置要綱改正案
- 【資料3-2】 東京eスポーツフェスタ実行委員会業者等選定委員会設置要綱新旧対照表
- 【資料4】 実施計画案
- 【資料5】 キービジュアルについて
- 【資料6】 アンバサダーについて
- 【参考資料1】 eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業の概要

e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会設置要綱（案）

制定 令和 7 年 7 月 日

（趣旨）

第 1 この要綱は、東京 e スポーツフェスタ実行委員会設置要綱第 9 条の規定に基づき、e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業における審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）プロ部門 ゲーム開発を行っている都内中小企業、個人事業主及びクリエイターを対象とした部門
- （2）学生部門 都内在住又は在学中の学生・生徒を対象とした部門

（所掌事務）

第 3 審査会は、プロ部門、学生部門の各部門において、一次審査、二次審査及び三次審査（プロ部門のみ）を行うことにより、応募作品の優秀性を審査し、その結果を実行委員会に報告する。

なお、審査基準については別紙のとおりとする。

（組織及び委員長等）

第 4 審査会は、e スポーツ関係等の外部有識者 5 名程度により組織する。

- 2 審査会に委員長をおき、委員長は会務を総括する。
- 3 委員長が、やむを得ない事情により審査会を欠席する場合には、あらかじめ委員長の指名する者が、その職務を代理する。

（代理出席）

第 5 前項に定める委員が出席できない場合は、委任状（様式 1）により、代理人をたてることができる。

（定足数）

第 6 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

- 2 委員長は、審査に際し必要に応じて、委員以外の者の出席を求めることができる。

（一次審査）

第 7 一次審査は、要件を満たした全ての応募案件について、部門ごとに書類審査を行う。審査項目別に評点をつけ、平均点数の高い案件から順位付けを行い、一次審査通過案件をプロ部門は 15 件程度、学生部門は 20 件程度選定する。

（二次審査）

第 8 二次審査は、一次審査通過者の応募書類及びプレゼン・面接・体験により審査を行う。一次審査通過案件について審査項目別に評点をつけ、平均点数の高い案件から順位付けを行い、プロ部門は二次審査通過案件を 3 件程度選定する。学生部門も同様のプロセスを経て、合議により、受賞案件を 10 件程度選定する。また、同点の場合又はその他疑義が生

じた場合は、審査会で調整協議を行い、委員長の判断にて通過案件を確定する。

(三次審査)

第9 三次審査は、プロ部門の二次審査通過者を対象に、東京eスポーツフェスタにおいて来場者投票を行う。二次審査結果及び来場者投票の結果等を踏まえ、二次審査通過案件から、合議により、各賞受賞案件を3件程度選定する。

(事務局)

第10 審査会の事務局は、東京eスポーツフェスタ実行委員会事務局（産業労働局商工部経営支援課内）に置く。事務局は、審査会の開催に関して必要な事務を行うものとする。

2 事務局は、審査会を受託者に運営させることができる。

(運営等)

第11 審査会は、東京eスポーツフェスタ実行委員長が招集する。

2 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(委員の任期)

第12 委員の任期は、1年以内とする。ただし、再任を妨げないものとする。

2 原則として委員の再任は審査委員就任から連続して3年以内とする。

3 委員の職名が変わる場合には、再任について協議するものとする。

(審査会の扱い)

第13 審査会及び審査会に係る資料は、原則として非公開とする。

(秘密の保持)

第14 委員は、その職務に関して知り得た秘密を漏らし又は盗用してはならない。その職を退いた後も同様とし、外部委員は誓約書（様式2）を東京eスポーツフェスタ実行委員会に提出することとする。

(公正な審査)

第15 審査委員は、公正に審査を執り行う。なお、応募者の中に審査委員の利害関係者が含まれる場合は、当該審査委員は当該応募者の審査を行わないこととする。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

委 任 状

令和 年度 e スポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業審査会について

(代理人)

職 名

氏 名

上記の者を代理人と定め、審査を委任します。

令和 年 月 日

(委任者)

職 名

氏 名

誓約書

東京eスポーツフェスタ実行委員会委員長 殿

令和 年度eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業の審査に際し、
審査上知り得た秘密を厳守すること、また、職を退いた後も同様とすることを誓
約いたします。

令和 年 月 日

所属

役職

住所

氏名

東京 e スポーツフェスタ実行委員会財務規程（案）

制定 令和 6 年 5 月 2 1 日

一部改正 令和 6 年 7 月 1 9 日

一部改正 令和 7 年 月 日

【総 則】

（目的）

第 1 条 この規程は、東京 e スポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）の財務及び会計についての基本的な事項を定めることにより、実行委員会の事業の効率的かつ適正な実施に資することを目的とする。

（財務管理の基本）

第 2 条 実行委員会の財務は、法令、実行委員会事務規程、本規程及びその他実行委員会が定める規程による。

（会計単位）

第 3 条 委員会の会計単位は東京 e スポーツフェスタ実行委員会事業の単一会計単位とする。

2 東京 e スポーツフェスタ実行委員会事業は法人税法上の収益事業として本規程を適用する。

（会計年度）

第 4 条 実行委員会の会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 3 1 日までとする。ただし、実行委員会設立年度は、実行委員会を設立した日から当該年度 3 月 3 1 日までとする。

（出納の閉鎖）

第 5 条 実行委員会の出納は、翌年度の 5 月 3 1 日をもって閉鎖する。

（会計責任者）

第 6 条 実行委員会の会計責任者は、委員長とする。

2 委員長は、出納に関する事務を事務局長に処理させる。

【勘定科目・帳簿組織】

（勘定科目）

第 7 条 実行委員会の勘定科目は、財政状態及び正味財産の増減を適切に整理するため、別表により処理するものとする。ただし、必要に応じてその他の勘定科目を設けることができる。

(会計処理の基準)

第8条 収益及び費用の発生並びに資産、負債及び正味財産の増減又は異動の所属する会計年度は、その原因となる事実の発生した日の属する会計年度とし、その日を決定しがたい場合は、その原因となる事実を確認した日の属する会計年度とする。

2 前項の他、会計処理は一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に準拠する。

(会計帳簿)

第9条 会計帳簿は複式簿記の原則に従って明瞭かつ整然と作成しなければならない。

2 主要簿は仕訳帳及び総勘定元帳とし、必要に応じて補助簿を設けることができる。

3 事務局次長は、委員会の適正な財務管理を図るため、現金出納簿（別記様式第1号）及び預金出納簿（別記様式第2号）を備え整理しなければならない。

(帳簿書類の保存期間)

第10条 帳簿書類の保存期間は次のとおりとする。ただし、法令が定める期間がこれを超えるものについては法令の定めによる。

① 決算書類	10年
② 予算書	10年
③ 会計帳簿	10年
④ 契約書・証憑書類	10年

【収支予算】

(予算編成及び執行の原則)

第11条 予算は、事業計画に従い当該会計年度に見込まれるすべての収入及び支出内容を明瞭に表示するものでなければならない。

2 予算は、最小の経費をもって最大の効果をあげるよう編成し、計画的かつ効率的に執行しなければならない。

(予算案の作成)

第12条 委員長は、会計年度開始前に事業計画及びそれに基づく予算案を作成し、実行委員会の会議に提出するものとする。

(予算の執行)

第13条 事務局長は、当該目的及び区分に従って、予算を執行しなければならない。

2 予算の支出は、大科目に定められた金額の範囲内でこれを行わなければならない。ただし、予算執行上やむを得ない場合には、予算を流用することができる。この場合において、事務局長はその事由を付し委員長の承認を受けなければならない。

- 3 前項における委員長の承認は、20%を超えない場合、省略することができる。

【金銭出納】

(指定金融機関)

第14条 実行委員会の預金口座を設ける金融機関の指定及びその変更は、事務局次長が行う。

(金銭の出納)

第15条 事務局に金銭出納員を置き、東京都産業労働局商工部経営支援課課長代理（事業運営担当）の職にあるものをもって充てる。

- 2 事務局次長は、金銭の出納に関する事務を金銭出納員に委任する。
- 3 金銭出納員は、金銭の出納に当たり、証書類を審査し、出納の内容及び経過を明らかにした文書、その他の関係書類を添付し、事務局次長の審査を受けなければならない。

(収納手続)

第16条 事務局次長は、収納金額が確定したときは、請求書を作成し、納入者に送付しなければならない。ただし、口頭その他の方法により納入の通知をする場合はこの限りではない。

- 2 金銭を収納した場合は、原則として領収書を相手方に交付しなければならない。ただし、金融機関等において振込みが行われた場合は、その控えをもって領収証とし、希望のある場合のみ、別途領収書を発行する。
- 3 収納金は、指定金融機関に預金するものとし、直接これを支払資金に充ててはならない。

(支出手続)

第17条 事務局次長は、支出を行おうとするときは、支出科目、支払金額及び支出の内容が適切であるかを調査して、債権者からの請求書の内容を確認のうえ、行わなければならない。ただし、次の場合はこの限りではない。

- (1) 請求書を徴収しがたい場合
- (2) その他事務局次長が請求書を徴する必要があると認めた場合

- 2 前項の規定により、支出を行った場合は、相手方から領収証書を受け取らなければならない。ただし、領収証書を徴することが困難な支払については、事務局次長の支払証明書その他支払の確認ができる書類によって領収証書に代えることができる。

(仮払)

第18条 契約上又は事業の運営上、資金の前渡又は概算により支払を行う必要がある場合においては、仮払により行うことができる。

【契約】

(契約方法)

第 19 条 実行委員会が契約を締結する際に、契約の相手方となり得る者が複数いる場合は、以下に掲げる方法で競争性を確保して相手方を決定しなければならない。

- (1) 競争入札による方式
- (2) 企画提案方式
- (3) 前 2 号以外で競争性を確保した方法

2 前項の契約の相手方の決定に際しては、当該契約の価格、内容等を考慮し、委員会として最適なものを選択するものとする。

(入札参加者の指名)

第 20 条 実行委員会は、一定の価額以上となる契約に係る競争入札の参加者等を指名しようとする場合は、その案をあらかじめ業者等選定委員会に付議するものとする。

2 前項の予定金額並びに業者等選定委員会の組織及び運営については、別に定める。

(随意契約)

第 21 条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第 19 条の定めによらず特定の 1 者と契約を締結することができる。

- (1) 契約の性質又は目的が競争入札に適しないとき。
- (2) 競争入札に付することができないとき。
- (3) 予定価格が 200 万円 (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、事務局長が特に必要と認めたとき。

2 前項第 1 号、第 2 号及び第 4 号により特定の 1 者と契約を締結する場合、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。なお、前項第 3 号の場合でも、契約の相手方が特別の利害関係を有する場合は、事務局長は特定の 1 者と契約する理由を明示して実行委員会の承認を受けなければならない。

3 第 1 項第 3 号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が 100 万円 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。

(契約書の作成等)

第 22 条 事務局次長は、契約の相手が決定したときは、遅滞なく契約の目的、契約事項及び履行期限その他必要な事項を記録した契約書を作成しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、契約書の作成を省略することができる。

- (1) 電気、公衆電気通信等の役務の提供を受けるもの又は法令等の定めによりその必要がない

ものであるとき。

(2) 契約金額 100 万円 (税込) 未満の契約

(3) 物品を売り払う場合において、買い受け人が代金を即時に支払って物品を引き受けるとき。

(4) 前各号に掲げるもののほか、随意契約による場合で、慣行によるもの又は事務局長がその必要がないと認めたものであるとき。

3 前項の規定により、契約書の作成を省略する場合においても、軽易なもの又は契約の性質上必要がないと認める場合を除き、契約の適正な履行を確保するため、請書その他これに準ずる書類を徴するものとする。

(検 査)

第 23 条 事務局次長は、請負契約、物件の買入又は役務の提供を受ける契約については、その受ける給付の完了の確認をするため、あらかじめ職員を指名し、必要な検査をさせなければならない。

【決 算】

(決算資料の作成等)

第 24 条 委員長は、会計期間終了後、次の財務諸表及び事業報告書を速やかに作成しなければならない。

(1) 貸借対照表

(2) 正味財産増減計算書

(税務申告)

第 25 条 委員長は、法令に基づき、法人税等及び消費税等について法定期限までに税務申告を行う。

【雑 則】

(電子取引データに関する取扱い)

第 26 条 電子取引データの取扱いについては、別紙「電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程」による。

(補 則)

第 27 条 この規程に定めのない委員会の会計処理は、東京都に準じて行うこととする。

附 則

この要綱は、令和6年5月21日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年7月19日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年 月 日から施行する。

別 記

- | | |
|-------|---------------------|
| 第1号様式 | 現金出納簿（第9条関係） |
| 第2号様式 | 預金出納簿（第9条関係） |
| 第3号様式 | 収入調定書（第16条関係） |
| 第4号様式 | 支出決定書（第17条関係） |
| 第5号様式 | 支出決定書〔資金前渡〕（第18条関係） |
| 第6号様式 | 精算額調定書（第18条関係） |
| 第7号様式 | 収入管理簿（第16条関係） |
| 第8号様式 | 支出管理簿（第17条関係） |

改正案	現行
<p>第1条から第20条まで (現行のとおり)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第21条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第19条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) から (2) まで (現行のとおり)</p> <p>(3) 予定価格が <u>200万円</u> (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。</p> <p>(4) (現行のとおり)</p> <p>2 (現行のとおり)</p> <p>3 第1項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>100万円</u> 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第22条から第27条まで (現行のとおり)</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年7月19日から施行する。</p> <p><u>附 則</u> <u>この要綱は、令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条から第20条まで (略)</p> <p>(随意契約)</p> <p>第21条 実行委員会は以下の各号に該当する場合は、第19条の定めによらず特定の1者と契約を締結することができる。</p> <p>(1) から (2) まで (略)</p> <p>(3) 予定価格が <u>100万円</u> (税込) 未満の売買契約その他の契約をするとき。</p> <p>(4) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 第1項第3号により随意契約を締結する場合、契約条項その他見積りに必要な事項を示して、原則として二人以上の者から見積書を徴さなければならない。ただし、予定価格が <u>50万円</u> 未満の契約については、単数の見積書を徴取するのみで差し支えないものとする。</p> <p>第22条から第27条まで (略)</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年5月21日から施行する。</p> <p>附 則 この要綱は、令和6年7月19日から施行する。</p>

別 記
(現行のとおり)

別 記
(略)

東京eスポーツフェスタ実行委員会業者等選定委員会設置要綱（案）

制定 令和6年7月19日

一部改正 令和7年 月 日

（目的）

第1条 東京eスポーツフェスタ実行委員会（以下、「実行委員会」という。）における物品の買入れ、その他の契約に関し、厳正かつ公平に優良業者を選定し、もって効果的、効率的な実行委員会運営に資するため、東京eスポーツフェスタ実行委員会業者等選定委員会（以下、「選定委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。

- （1）一件予定価格 300万円以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関する事
- （2）一件予定価格 200万円以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関する事
- （3）一件予定価格 200万円以上の委託契約に係る業者の選定に関する事
- （4）一件予定価格 150万円以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関する事
- （5）前各号を除き、一件予定価格 100万円以上の特定業者の選定に関する事
- （6）前各号に定めるもののほか、実行委員会事務局長（以下「事務局長」という。）が特に必要と認めた契約に関する業者の選定に関する事

（構成）

第3条 選定委員会は次に掲げる職にある者をもって構成する。

委員長 東京都産業労働局商工部商工施策担当部長【事務局外の職員】

委員 同局商工部事業推進担当課長【事務局外の職員】

同局商工部調整課課長代理（経理担当）【事務局外の職員】

- 2 委員長が特に必要があると認める場合は、臨時委員を置くことができる。

（選定委員会の運営）

第4条 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 3 委員がやむを得ない事由で選定委員会を欠席する場合は、委員長は、代理の者を出席させ、議事に加わらせることができる。

(招集)

第5条 選定委員会は、必要の都度、委員長が招集する。

(定足数)

第6条 選定委員会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 選定委員会の開催に当たっては、第4条第3項の規定により代理で出席した者を出席者の数に加えることができる。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決する。
- 4 前2項の規定に関わらず特別の事情により会議を開催することができず、そのため契約の目的を達しがたいと認められるときは、文書を回付することにより委員の同意を得て付議された事案を決定することができる。

(業者の選定等)

第7条 指名業者の選定は、産業労働局の設置する指名業者選定委員会の指名基準に準じて行うものとする。

(庶務)

第8条 選定委員会の庶務は、実行委員会事務局において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附則

この要綱は令和6年7月19日から施行する。

附則

この要綱は令和7年 月 日から施行する。

改正案	現行
<p>第1条 (現行のとおり)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>300万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>200万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>150万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>100万円</u>以上の特定業者の選定に関すること</p> <p>(6) (現行のとおり)</p> <p>第3条から第9条まで (現行のとおり)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は令和6年 7月19日から施行する。</p> <p><u>附則</u></p> <p><u>この要綱は令和7年 月 日から施行する。</u></p>	<p>第1条 (略)</p> <p>(所掌事項)</p> <p>第2条 選定委員会は、次の事項を調査審議する。</p> <p>(1) 一件予定価格 <u>160万円</u>以上の物品の買入れの契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(2) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の印刷物の制作の請負契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(3) 一件予定価格 <u>100万円</u>以上の委託契約に係る業者の選定に関すること</p> <p>(4) 一件予定価格 <u>80万円</u>以上の物件等の借入れに係る業者の選定に関すること</p> <p>(5) 前各号を除き、一件予定価格 <u>50万円</u>以上の特定業者の選定に関すること</p> <p>(6) (略)</p> <p>第3条から第9条まで (略)</p> <p>附則</p> <p>この要綱は令和6年 7月19日から施行する。</p>

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
競技大会の企画・運営	<p>①eFootball™ 【スマートフォン:一般部門】</p>
	<p>②グランツーリスモ7 【PlayStation®5 / PlayStation®4 ※決勝大会は[PlayStation®5] :一般部門】</p>
	<p>③太鼓の達人 ドンダフルフェスティバル 【Nintendo Switch™ / 太鼓とバチ for Nintendo Switch :一般部門・小学生部門】</p>
	<p>④パズドラ 【スマートフォン:一般部門】</p>
	<p>⑤ふよふよeスポーツ 【PlayStation®4:一般部門】</p>
	<p>⑥ストリートファイター6 【PlayStation®5:一般部門】</p>
	<p>⑦スティックバルーンの配布</p>

実施計画案

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
関連産業展示会の 企画・運営	<p>【出展概要】募集期間:令和7年8月7日(木)～10月10日(金)</p> <p>①出展者数(KPI):50者</p> <p>②基礎小間 ⇒黒を基調としたブースの設置</p> <p>③早期出展申込 ⇒無料出展枠の用意(抽選)</p>
	<p>【出展者支援】</p> <p>④出展者説明会の開催(11月)</p> <p>⑤展示ブース装飾のアドバイス</p> <p>⑥ネットワーキングイベント(出展者同士の交流)の開催</p> <p>⑦出展企業によるビジネスピッチの実施 ・賞金は10万円/5万円/3万円で設定</p>
	<p>【出展者確保のための広報展開】</p> <p>⑧出展者確保に向けた関連事業者への営業活動 ⇒豊富なリスト(「AFTER 6 LEAGUE™」等)</p> <p>⑨出展者確保に向けた専門媒体の活用</p> <p>⑩出展検討者向け説明会の実施(2回程度)</p> <p>⑪SNS広告</p>

実施計画案

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
セミナー	①eスポーツ×教育
	②eスポーツ×高齢者支援と介護
	③eスポーツ×多様性と福祉
	④eスポーツ×アスリート強化
	⑤eスポーツ×産業振興
	⑥JeSUセミナー 3テーマを予定
体験・ 学習企画	⑦競技タイトル体験コーナーの設置
	⑧eスポーツ業界紹介コーナーの設置
	⑨ビジネスデイワークショップ 企業交流会 ゲーミングPC組み立て体験ワークショップ(中級)
	⑩クラフト系ワークショップ<パブリックデイ各日1企画を予定> ゲーミングPC用オリジナルキーキャップ作り 押し活うちわ作り
	⑪IT系ワークショップ<パブリックデイ各日1企画を予定> ふよふよプログラミング ゲーミングPC組み立て体験ワークショップ(初級)

実施計画案

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
その他 企画	①対戦型ゲーム開発コンテストの実施
	②海外交流企画(東京と海外の学生による交流試合)
	③プロeスポーツチームによるファンミーティング
	④コミュニティ大会の招致
	⑤高齢者施設とのeスポーツコーチング&練習試合イベントを実施
	⑥多摩プレイベント@多摩エリア商業施設(イオンモールむさし村山等) 10月下旬 eスポーツ体験会・ステージイベント等
	⑦メディア及び出展者向けプレイベント(会場調整中) 11月下旬 アンバサダー参加企画・イベント詳細発表、セミナー・交流会 ※アンバサダー発表は8月下旬頃を予定

実施計画案

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
全体業務 運営	①着実な運営体制の確保 ⇒TOPPAN(総括・企画)、GLOE(競技運営・広報)
	②開会式 (開会宣言、アンバサダー出演、オープニングセッション)
	③閉会式 (競技大会の表彰、エンディングムービー等)
	④メインステージとサブステージの2ステージ構築
	⑤受託者のコネクションを活用した協賛企業の獲得
	⑥学生キャストの受け入れ
	⑦自分のスマホで見える！音声文字化・翻訳サービス 「VoiceBiz® Remote」の運用 ※海外交流企画での活用を想定
	⑧キーワードラリー等の回遊策の実施

実施計画案

※赤字は昨年度からの追加・変更点

大項目	実施内容
広報展開	①過去来場者(ビジネスデイ)へのダイレクトアプローチ
	②メディアパートナー ⇒日経ゲーミング、ファミ通等(事前記事、当日記事等)
	③Xフォロー・リポストキャンペーン
	④PR動画の作成 ⇒ 動画広告枠での映像拡散(事前告知)
	⑤Web広告・SNS広告
	⑥関連事業者(出展者・登壇者・アンバサダー・MC・実況・解説等)による告知の徹底
	⑦受託者のコネクションを活かした広報活動 ⇒「AFTER 6 LEAGUE™」との連携 等
	⑧ダイジェストムービーを制作し、会期終了後に配信

方向性

- 国内タイトルの開発・普及促進を目的に、都内中小企業等が制作する対戦型ゲームを対象としたコンテストを「プロ部門」「学生部門」により開催
- プロ部門では、上位者への賞金授与に加え、年齢・性別・国籍・障がい等の有無に関係なく楽しめるというeスポーツならではの特徴に合致し、社会的意義の高さが認められるゲームに対して特別賞を授与
- 学生部門も合わせて開催し、将来のゲームクリエイター創出に寄与

	プロ部門	学生部門
応募資格 対象作品	<ul style="list-style-type: none"> ○ ゲーム開発を行っている都内中小企業、個人事業主等のクリエイター ○ eスポーツにも使用可能な競技性を有する対戦型ゲーム(対戦モードを有するゲームを含む)等が対象 ○ 2022年以降国内でリリース済み又はデモによる体験が可能な現在開発中のゲーム 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 都内在住・在学中の学生・生徒 ○ 個人又はチームでのどちらでもエントリー可(学校での制作作品によるエントリーも可) ○ eスポーツにも使用可能な競技性を有する対戦型ゲーム(対戦モードやスコアアタックモードを有するゲームを含む)等が対象 ○ デモによる体験が可能なゲーム
表彰	大賞(1者):300万円 優秀賞(2者):150万円 特別賞(1者):協賛企業からの提供商品 ※特別賞は該当者がいる場合のみ	入賞(10者) ※プレスリリースや会場内で掲示
支援	フェスタへの無料出展 フェスタ内でのプレゼンテーション機会の提供、広報・PR支援	

eスポーツゲームタイトルの開発・普及等支援事業の概要

	プロ部門	学生部門
審査項目	①独自性・新規性、②競技性 ③市場性、④興行性 ⑤継続・発展可能性 ※二次審査では「社会的意義」の項目を追加し、特別賞を選定	①独自性・新規性、②技術優位性、 ③完成度、④熱意・意欲 ⑤有望性
審査員	業界団体、ゲームメーカー、開発者、 学識経験者、インディーゲーム支援企業等	
スケジュール	8月7日（木）～10月3日（金） 募集期間	
	10月 一次審査	
	11月 二次審査	
	1/9-10 三次審査（フェスタ内） 賞確定	
	1/11 表彰式（フェスタ内）	

<審査方法>
一次：書類・ゲーム動画視聴審査
二次：プレゼン・体験審査
三次：観客投票＋二次審査結果
※三次はプロ部門のみ